

平成16年12月定例会 総務委員会質疑応答要旨

平成16年12月17日(金)

質 問 内 容	回 答 内 容
<p>【宮沢委員長】</p> <p>・昨日田中知事に山口村越県合併に関する質問をした中で、その後の確認の意味でお伺いしておきます。</p> <p>ひとつは、長野県の条例については長野県知事、長野県がその判断の最も主体権があるわけですが、地方自治法を管理するのは総務省でございます。総務省の中でこのような越県合併の問題につきましては地方自治法7条の規定、地方自治体の意思を決定するのはどこかということで知事にお聞きしましたが、この件についてはどのように理事者として見解をもたれるのか、主管省庁である総務省との見解を合わせて、ご協議していらっしゃると思うので、そのことについてまずお伺いします。</p> <p>【宮沢委員長】</p> <p>・ありがとうございました。</p>	<p>・7条3項の越県合併の申請をする長野県の団体の意思を決定するのはどこかということでございます。法文上これは県議会ということでございます。</p> <p>(まちづくり支援室長)</p> <p>・私が閉会中の総務委員会で答弁しましたことと、整合性が取れないことにつきましては、予めお詫びをしておきたいと思えます。ご理解をいただきたいと思えます。</p> <p>今委員長からご質問のありました法律の解釈でございますが、昨日知事が委員長の質問に対してお答えしましたように、今回の7条の関係ではっきりしているのは議会の議決を経て知事が申請するということと、その申請を受けて総務大臣が決めると、その二つははっきりしているのですが、お話のありました長野県の意思を決定するのはどこかという部分につきましては、今玉井室長が総務省等と事務的なやり取りの中で聞いている部分につきましてはお答えしましたが、昨日知事がおっしゃりましたように非常にいろいろな見解が様々出てきておまして最終的には権威者、自治省においても行政局長あるいは事務次官等そういう立場にある方から正式な文書で頂かないとはっきりと言えないではないかと私は思っています。</p> <p>(小林総務部長)</p>

質 問 内 容	回 答 内 容
<p>【宮沢委員長】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 主管官庁の意見を聴取したいと思っておりますが、理事者側として、今、部長がお答えになられた部分、この問題について、法的に地方自治体の意思はどこで決定されるのか。これを20日までに正式にご回答いただきたい。・ もう一つは議員提案がこの合併関連議案を議員提案が可能かどうか、このことについて、主管官庁である総務省の正式な意見を20日の総務委員会の冒頭までにしっかりとご調査いただいて、ご発表いただきたい。この2点再度、要請を申し上げます。	